

新宿区教育委員会会議録

平成26年第2回臨時会

平成26年3月26日

新宿区教育委員会

平成26年第2回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成26年3月26日(水)

開会 午後 3時00分

閉会 午後 4時33分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	白 井 裕 子	委員長職務代理者	羽 原 清 雅
委 員	松 尾 厚	委 員	菊 池 俊 之
委 員	今 野 雅 裕	教 育 長	酒 井 敏 男

説明のため出席した者の職氏名

次 長	小 池 勇 士	中 央 図 書 館 長	藤 牧 功 太 郎
参 事 兼			
教 育 調 整 課 長	吉 村 晴 美	教 育 指 導 課 長	工 藤 勇 一
事 務 取 扱			
教 育 支 援 課 長	遠 山 竜 多	学 校 運 営 課 長	米 山 亨
統 括 指 導 主 事	長 田 和 義	統 括 指 導 主 事	長 井 満 敏
統 括 指 導 主 事	佐 藤 郁 子	文 化 観 光 課 長	橋 本 隆

書記

教 育 調 整 課 管 理 係	高 橋 美 香	教 育 調 整 課 管 理 係	高 橋 和 孝
調 整 主 査			

議事日程

議案

- 日程第1 第15号議案 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を
改正する規則
- 日程第2 第16号議案 新宿区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則
- 日程第3 第17号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関
する規則の一部を改正する規則
- 日程第4 第18号議案 新宿区教育委員会緊急事態対応要綱
- 日程第5 第19号議案 新宿区学校問題等調査委員会設置要綱
- 日程第6 第20号議案 新宿区学校問題等調査委員会委員の委嘱について
- 日程第7 第21号議案 新宿区指定文化財の指定及び新宿区登録文化財の登録について

報告

- 1 新宿区地域文化財の認定について (文化観光課)
- 2 その他

◎ 開 会

○白井委員長 ただいまから、平成26年新宿区教育委員会第2回臨時会を開会いたします。

本日の会議には、全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、菊池委員にお願いいたします。

◎ 第15号議案 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を
改正する規則

◎ 第16号議案 新宿区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

◎ 第17号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関
する規則の一部を改正する規則

◎ 第18号議案 新宿区教育委員会緊急事態対応要綱

◎ 第19号議案 新宿区学校問題等調査委員会設置要綱

◎ 第20号議案 新宿区学校問題等調査委員会委員の委嘱について

◎ 第21号議案 新宿区指定文化財の指定及び新宿区登録文化財の登録について

○白井委員長 これより議事に入ります。

「日程第1 第15号議案 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を
改正する規則」、「日程第2 第16号議案 新宿区教育委員会公告式規則の一部を改正する
規則」、「日程第3 第17号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執
行に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第4 第18号議案 新宿区教育委員会緊急
事態対応要綱」、「日程第5 第19号議案 新宿区学校問題等調査委員会設置要綱」、「日
程第6 第20号議案 新宿区学校問題等調査委員会委員の委嘱について」、「日程第7 第
21号議案 新宿区指定文化財の指定及び新宿区登録文化財の登録について」を議題とします。

なお、本日は新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3
条により補助執行している事務についての説明を受けるため、教育委員会会議規則第15条の
規定に基づき、地域文化部文化観光課長に出席していただく予定としております。

日程の進行につきましては、第15号議案から第20号議案まで一括して説明を受け、審議し
た後、第21号議案についての説明を受け、審議するものとします。

それでは、第15号議案から第20号議案までの説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第15号議案 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」について初めに御説明をさせていただきます。

今回の改正は、非常勤職員を新たに設置すること及び一般職員の給料表の改定に伴い、非常勤職員報酬の額を定める別表を改定するものでございます。

この規則は、非常勤職員の報酬の額を規定しているもので、職の設置自体は別途それぞれの要綱で規定をしております。新宿区教育委員会学校問題サポート専門員設置要綱と新宿区立教育センター聴覚・言語指導員設置要綱をそれぞれ関連の参考資料として本日は添付させていただきます。

それでは、概要をごらんください。

1の新たに報酬の額を定める職でございますが、区立学校でのいじめ、不登校その他問題行動の実態把握、解決に向けた指導・助言等を行うための新たな職として設置をいたします。学校問題サポート専門員、それと、これまでも設置をされている職でございますが、聴覚・言語指導員について、勤務継続対応に柔軟性を持たせ、聴覚・言語指導員を採用しやすくするとともに、ことばの教室の指導時間をふやすために週3日、午後1時から5時までの甲という区分と、週2日、午後1時から5時までの乙という区分に加えまして、週1日、午後1時から5時までの丙、また、月16日、午前10時から午後5時までという丁、この区分を設けたため、その区分の報酬を定めるものでございます。

2の報酬額の改定につきましては、一般職の改定に合わせて0.14%の減額を行う改定となります。

それでは、議案の5枚目、改正案の別表をごらんください。

表の左側が職名ですが、上から6行目、下線を引いてありますのが学校問題サポート専門員、新設で報酬月額が24万500円です。続いて、下から3分の1ほどのところに聴覚・言語指導員というのがございますが、これの新設、丙と丁ですが、丙は月額7万5,600円、丁は32万2,500円と定めます。他の報酬額で下線が引いてあるものは、0.14%の減額改定をするものでございます。

なお、医師、学校肢体不自由児等補助員の甲が参考としている職種の給与の引き下げが今回行われなかったことから改定は行いません。また、地域協働学校協議会委員とスクール・コーディネーターは別途独自に定めているものでございますが、今回改定は行いません。

施行日は平成26年4月1日、提案理由は、教育委員会非常勤職員の職の設置及び報酬の改定に伴い、報酬の額を定める別表を改める必要があるためでございます。

続きまして、「第16号議案 新宿区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則」についてです。

概要をごらんください。

これまで新宿区教育委員会規則を公布するときは教育委員が署名を行った規則の原本を門前掲示場に掲示することにより公布しておりました。

しかし、原本の掲示は盗難・災害等による喪失のおそれがあること、また、日照、湿気、乾燥、砂塵等による損傷が発生していることから、今後は教育委員会名を記入し、教育委員会印を押印した文書により公布するよう規定を整備するものでございます。

議案の次に、2枚めくっていただいて、新旧対照表がございます。

第1条で教育委員2名が署名したものに年月日を「記入してこれを公布する」としていたものを「記入する」と改めまして、これを第1項といたします。そして、新たに第2項を追加いたしまして、「新宿区教育委員会規則を公布するときは、教育委員会名及び公布年月日を記入して教育委員会印を押さなければならない」とし、原本でないものを公布するに当たっての手続を定めているものでございます。

施行日は平成26年4月1日、提案理由は、新宿区教育委員会規則の公布に係る手続を改正する必要があるためでございます。

続きまして、「第17号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」についてです。

概要をごらんください。

この改正は、新宿区組織規則（平成20年新宿区規則第4号）により規定する本庁の組織改正に伴う課名及び担当事務の変更を受け、補助執行により処理している教育委員会の権限に属する事務に係る事案の決定を行うものの名称を改正するものです。

新旧対照表をごらんください。

ここでは、事案決定ということで、第4条の変更で記載しておりますが、恐れ入りますが例規集をごらんください。この規則の第3条でございますが、第3条に教育委員会の権限に属する事務、こちらを列記しておりまして、それを補助執行させる職員が右の列にございます。この9、10、11、13、14に子ども家庭部の職員あるいは子ども園副園長、子ども園長とございますが、この中の9、10、11に子ども家庭部の職員がございまして、ここは子ども園の設置や教育財産の管理、人事等について補助執行させる職員を定めているものでございます。

これを受けまして、第4条、事案の決定ということで、それぞれ、教育長が決定すべき事案は副区長、それから、次長が決定すべきものは部長級ということで、この中の課長が決定すべき事案につきまして、子ども家庭部の組織改正に伴いまして、子ども園の設置に関して子ども家庭課長が所管することになりました。

したがって、ここの部分が、「子ども園推進課長」というふうになっておりましたが、「子ども家庭課長」、それから「子ども園推進課長」がなくなりまして「保育園子ども園課長」になりましたので、こちらに変更するものでございます。

本日は、子ども家庭部の組織改正の説明の表もつけさせていただきましたので、参考にさせていただければと思います。

施行日は平成26年4月1日、提案理由は、教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る規定の整備を行う必要があるためでございます。

続きまして、「第18号議案 新宿区教育委員会緊急事態対応要綱」についてです。

こちら概要をごらんください。

この要綱は、区立学校及び区立学校に在籍する幼児・児童・生徒の緊急事態に対する教育委員会の対応を明確にすることにより、適切かつ迅速な対応を図る体制を整備するため、新たに要綱を制定するものでございます。

制定内容につきましては、大きく1から6まで列記してあるとおりでございます。

議案の要綱全文のほうをごらんください。

緊急事態対応要綱の第1条の目的、これは先ほど申し上げたとおりです。

第2条には定義を掲げておりまして、緊急事態の定義を5つここに列記しております。

まず1が、児童等の自殺又はそれに準ずる自傷行為が発生した事態、2として、児童等の心身又は財産への重大な被害が発生した事態、3として、火災その他の事由により区立学校に大規模な損壊等が発生した事態、4として、区立学校における安全な教育活動の実施が困難であると認められる事態、5として、前各号に定めるもののほか緊急の対応を要する事態ということで定めております。

第3条では、教育委員会等の責務を定めておりまして、区立学校で不登校、いじめその他問題行動が起こった際の実態を把握するとともに、区立学校の施設及び設備の安全管理を実施して、緊急事態発生の未然防止に努めるとともに、緊急事態の発生に備えるということで掲げております。

第4条は初期調査で、区立学校の長は、緊急事態が発生したときは直ちに教育長に報告を

するとともに、発生状況に関する情報収集を行わなければならないと定めております。

ただし、緊急事態の発生について、関係機関から所管課に連絡があったときは当該所管課長が、学校長と限らないということですが、当該所管課長が教育長に報告をする。

次のページですが、第2項として、教育長は、そういう際には事務局職員の中から指定する者により調査・対応チームを設置しまして緊急事態に対する調査・対応を行わなければならないとしております。

第5条、調査の基本方針でございますけれども、教育委員会が行う調査は客観的な事実関係を速やかに調査し、明確にすること及び同種の緊急事態の発生を防止するということを目的にしまして、民事または刑事上の責任追及その他の争訟への対応に関する事項は対象外とするとしております。

また、調査の実施に関する具体的な手順等については別に定めます。

第6条は、調査委員会の引き継ぎです。教育委員会が調査に取りかかるということはこの前に定めているのですが、教育長は初期調査の結果、緊急事態がいじめ防止対策推進法に定める重大事態であると認めたときは、実施調査の結果をこの新宿区学校問題等調査委員会に引き継ぎまして、それに関する調査分析を行うように指示をするとともに、教育委員会委員長に直ちに報告し、教育委員会の会議を速やかに招集するように求めるものとするということで、迅速に対応できるような体制をここで整えるということにいたしました。

また、前項の規定は委員会等が行うべき対応を妨げるものではない、この場合において、委員会等は調査委員会と協力していじめによる重大事態の対応を行わなければならないとしております。

また、これに関して詳細は別途定めるとしております。

第7条は区長への報告ということで、調査の分析結果を踏まえた調査報告書を作成して区長に報告しなければならないとしております。

第8条は個人情報の取り扱い、第9条は庶務等になっております。

この要綱施行日は平成26年4月1日でございます。

提案理由は、区立学校及び区立学校に在籍する幼児・児童・生徒の緊急事態に対する教育委員会の対応を明確にすることにより、適切かつ迅速な対応を図る体制を整備するため新たに要綱を制定する必要があるためでございます。

続きまして、「第19号議案 新宿区学校問題等調査委員会設置要綱について」説明をさせていただきます。

概要をごらんください。

この要綱は、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づきまして、新宿区教育委員会緊急事態対応要綱第6条第3項の規定に基づき新宿区学校問題等調査委員会を設置するために新たに要綱を設置するものでございます。

制定内容といたしまして、ここに3つに分類をしたものを列記させていただいております。

内容につきましては、本文のほうをごらんください。第2条で調査委員会の分掌事務ということで、重大事態への対応体制の整備と実際に重大事態に対応するために必要な事項、こちらを分掌するというように定めているものでございます。

第3条では調査委員会の組織ということで、会長は事務局次長、それから、次のページにいただきまして、そのほかの委員でございますが、法律に専門性を有する者、児童・生徒の心理または医療に関する専門性を有する者、教育に関する学識経験を有する者ということで専門委員を3名と、あとは教育委員会の管理職及び指導主事で構成するものとしております。

第6項では、専門委員の報酬の額を定めております。

第7項では、専門委員の任期を定めておりまして、2年とし、再任を妨げないということで、該当委員に欠員が生じた場合は、補欠委員の任期は前任者の残任期間とするというふうにしております。

第4条では、委員の解職の要件、第5条で守秘義務、第6条で庶務を定めております。

この要綱の施行日は、平成26年4月1日でございます。

提案理由は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項及び新宿区教育委員会緊急事態対応要綱第6条第3項の規定に基づき、新宿区学校問題等調査委員会を設置するため、新たに要綱を制定する必要があるためでございます。

続きまして、「第20号議案 新宿区学校問題等調査委員会委員の委嘱について」御説明をさせていただきます。

2枚目に今回委嘱をする委員の候補の方のお名前を記載させていただいております。

まず、法律に専門性を有する方ということで、弁護士の石黒清子さん、児童・生徒心理または医療に関する専門性を有する方ということで、東京女子医科大学小児科准教授の平澤恭子さん、教育に関する学識経験を有する方として、帝京大学大学院教職研究科教授の中田正弘さん、この三名を委嘱させていただきたいと考えております。

任期は、平成26年4月1日から平成28年3月31日まででございます。

提案理由は、学校問題等調査委員会設置要綱の制定に伴い、当要綱第3条第5項第1号から第3号までに規定する委員を委嘱するためでございます。

以上で説明を終わります。御審議、よろしく願いいたします。

○白井委員長 説明が終わりました。

では、まず、第15号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

○今野委員 報酬の額そのものはそれぞれ微妙に違いつつ数百円下がっているような感じですが、これは先ほど説明がありましたように、新宿区全体の計画の中で同じように処置されたということですね。

○教育調整課長 一般職員についてマイナス0.14の給与改定を行いましたので、毎年、非常勤についてもそれに準じて改定を行っているという内容でございます。

○羽原委員長職務代理者 聴覚・言語指導員について、参考のために伺いますが、対象の児童・生徒はどのぐらいの人数で、それから、この指導員は、新たに追加した職種じゃなく、今まで何人ぐらいいらっしゃって、これが何人ぐらいにふえそうですか。

○教育支援課長 今、委員御質問の対象児童、ことばの教室に通っている幼児・児童・生徒で、いますと、現在、47名ほど通っています。

○羽原委員長職務代理者 小学生、児童だけですか。

○教育支援課長 幼・小・中合わせてです。

○羽原委員長職務代理者 生徒も入るのですね。

○教育支援課長 そうです。47名ほど通っています。

今後、今、委員御指摘の、ことばの教室の指導時間をふやすことによってどのぐらい利用があるかというところについては、今のところその推測というか、確たる数字は今持ち得てはいないところでございます。

○羽原委員長職務代理者 指導員の数は。

○教育支援課長 25年度では、甲が1名、乙が3名でございます。次年度につきましては、新しくふやしました丙が1名、丁が1名、それから乙は2名ということでございます。

○白井委員長 乙は3名ですか。

○教育支援課長 乙は、25年度は3名です。26年度は、こちらが2名になります。

○羽原委員長職務代理者 1人減る。

○教育支援課長 はい、1人減ります。

○白井委員長 よろしいですか。ほかに御意見、御質問ありますか。

○**今野委員** 改定の内容は全体に即してやられるということですので、結構だと思います。それから新しく職をふやすということも結構だと思います。ですので、議案としては全く問題ないと思っておりますけれども、関連して、いただいております資料の中でサポート専門員の設置要綱というのがあって、新しくつくった場合にはこういうふうに運営していくということですが、この中で任用要件というのが4条にあるんですけれども、要件としては次に該当する者だということで、「校長・副校長・園長・副園長の経験を有している者」というふうになっていて、そういう中からいい人を選ぶということだと思っておりますけれども、必ずしも校長・園長の経験を有していなくても、一般教諭でも担当として一筋にやられたとか、能力の高い方がいるのではないかと思うんですよね。ですので、余り制限しないほうがよくはないかなと思えました。

それから、この任用要件が1と2とありますが、特に2のほうは積極的な意味合いが余りないし、1もそうですね。ですので、何か一般的にはいじめ、不登校に対して知見なり経験なりが豊かだというふうな、何か抽象的でも積極的な要件も入っていたほうがいいのではないかなというふうに思いました。

以上です。

○**教育指導課長** 貴重な御意見ありがとうございます。当面は、これを設置するに当たっては、設置に当たる職員がほかに見通しが立っておりますので、それで進めさせていただきますが、今の御意見を参考にして、今後要綱についても適宜見直しをしてみたいと思います。ありがとうございます。

○**白井委員長** ほかに御意見、御質問とかありますか。

[発言する者なし]

○**白井委員長** ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第15号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○**白井委員長** 第15号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第16号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

○**松尾委員** 参考までにお伺いしたいんですが、教育委員会以外の部署での同様の公告についてはどのようなになっているのでしょうか。

○**教育調整課長** これまでは同じように原本を掲示しておりましたが、区長部局で行うものについても同様の改正を行っているものでございます。教育委員会は規則で教育委員会に諮る

都合がありますので4月1日でございますが、区長部局については規則をもう改正いたしまして既に実施をしているところでございます。

○松尾委員 現在ではその新しい方法のほうが一般的であるという理解でよろしいでしょうか。

○教育調整課長 はい、そのとおりであると理解しております。

○白井委員長 ほかに御意見、御質問ございますか。

[発言する者なし]

○白井委員長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第16号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○白井委員長 第16号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第17号議案について御意見、御質問をどうぞ。

○今野委員 これも委任先、補助執行先のほうの機構改革に伴って規則を変えるということで、問題ないと思います。ただ、先方で大きな仕事をなされたときには報告というのを、今でもやってもらっていると思いますけれども、御配慮いただきたいと思います。

○白井委員長 委員会のほうにということですね。

○今野委員 はい、適宜お願いしたいと思います。

○白井委員長 それに対する一応御回答を。

○教育調整課長 委任または補助執行先ときちんと調整をして報告をいたすようにしてまいります。

○白井委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○白井委員長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

17号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○白井委員長 第17号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第18号議案について御意見、御質問をどうぞ。

○松尾委員 この緊急事態対応要綱ですが、ちょっとわかりづらい箇所がありましたので、第6条で2つほどお伺いしたいのですが、第6条の最初の項の後半に、「教育委員会委員長に直ちに報告し、教育委員会の会議を速やかに招集するよう求めるものとする」ということですが、これは、委員長は報告を受けて速やかに招集するよう求められたときにどうするか

ということはここには特に規定されていないように思いますが、そういうことは規定しないのですかというのがまず1点の質問です。

それから、その次の第2項のところの2行目に「この場合において」とありますが、「この場合において」が意味することがわかりづらいので御説明いただきたいと思います。

以上2点です。

○白井委員長 まず、第1点のほうからお聞きしましょうか。

○教育調整課長 この要綱は、緊急事態に対応した事務局のとるべき行動について定めている要綱ですので、教育長が初動で委員長に招集を求めるという内容になってございます。

ここに定めなくても、委員長は何かございましたら招集する、または、2人以上の求めがあるときは招集するように別途、会議規則等で定められておりますので、そちらで対応できるものと考えております。

○白井委員長 まず、第1点についてはよろしいでしょうか。

○松尾委員 はい、承知しました。

○白井委員長 次に、第2点、第2項の「この場合において」ということに関しての御質問ですが、それについて。

○教育調整課長 前項の規定は、委員会等が行う対応を妨げるものではない、要するに、調査委員会は教育委員会と協力して対応を行っていかなければならないというふうに定めているので、順を追って書いてあるわけですけれども、法制執務上こういう表現をすることによって、ちょっとわかりにくいという御指摘だと思いますけれども、このような表現でいかせていただきたいと思っております。

○白井委員長 多分、御質問の趣旨は、「この場合」は何を指しているのかという御質問だと思うんですね。

○松尾委員 そう、どんな場合ですかという質問です。

○教育調整課長 まず、事務局が調査をいたしまして、それで、調査委員会に引き継いでいくということの流れになっているのが第1項になります。

それで、そのときでも教育委員会が、教育委員会を開催していただいて、別途対応をとるべきというようなことになりましたら、そこの部分と抵触して何か行動がとれないということではないということを表示しているものです。

それで、そのような委員会等の協議の内容がもしあった場合において、きちんと教育委員会と協力しながら対応を行っていくということで明らかにさせていただいているものになり

ます。

○白井委員長 ということは、「この場合」というのは、調査委員会と別個に教育委員会が開かれて、教育委員会自体が何かの対応等を行うような場合においてはという意味と解釈してよろしいでしょうか、端的に。

○教育調整課長 委員長の今の御説明のとおりです。

○白井委員長 そういう理解でよろしいでしょうか。

○松尾委員 端的に言って、その第2項の第1文の「前項の規定は、委員会等が行うべき対応等を妨げるものではない」というのは1つ対応の仕方について述べているわけですが、「この場合」というのはそれはそれとして前項の、第1項の「求めるものとする」ということを受けているという理解で正しいのですか。

○白井委員長 そうではなくて、第2項の「委員会等が行うべき対応等」その対応が何かを決めたこと、別個に何かを教育委員会が決めたような場合においてはという意味ではないでしょうか。

○松尾委員 第2項の1文目ですか。

○白井委員長 1文の「委員会等が行うべき対応等」を指しているのが「この場合」だと。

○教育長 要するに、第1項では、教育長が、重大事件があつて調査に入つて、それをもとにして教育委員長に報告しますと、教育委員長に委員会を開いてくださいというふうにお願いしますという話になっていますが、その事態のことを、要請がある前に教育委員が知っていて教育委員会を開こうという場合だつてあるわけです。ですから、重大事件があつたときに教育長が動かなかつたら一切教育委員会でも何も動けないということではないです。第1項のようなことがあつたとしても、教育委員会として独自に動くことができますというのが趣旨です。その場合は、要するに協力してやりましょうということを書いているということです。

○羽原委員長職務代理者 こういう解釈でいいですね。要するに、調査委員会が協議をする、教育委員会も開いて協議をする、協力して仲よくやりなさいと、バッティングして激突しないようにと、同じ方向を求めるよう協力しなさいよという趣旨ですね、実態的に言えば。

○教育長 そうですね。

○松尾委員 そうしますと、「この場合」というのは、第2項の最初の文の「委員会等が行うべき対応」とありますが、「委員会等が対応を行う場合において」と読めばいいですか。

○白井委員長 そうです。

○教育調整課長 はい、そのように理解していただければと思います。よろしくお願ひいたし

ます。

○白井委員長 いいですか。

○松尾委員 はい、わかりました。

○白井委員長 ほかに御意見、御質問ありますか。

○羽原委員長職務代理者 この「委員会等」の「等」というのは何を含みとしているのですか。

○教育調整課長 学校が含まれるということです。「委員会等」は、この第3条の「教育委員会及び区立学校（以下「委員会等」という。）」と、これを受けている表現でございます。

○白井委員長 よろしいでしょうか。第18号議案に、ほかに御意見、御質問はありますか。

〔発言する者なし〕

○白井委員長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第18号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○白井委員長 第18号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第19号議案について御意見、御質問をどうぞ。

○松尾委員 調査委員会設置要綱の第3条第6項ですが、日額2万円の報償費を支払うと、こう書いてありますが、これは、その日額を書かれていますけれども、どの日に対して支払われるのかという、つまり1年365日支払われるのか、それともその会議が開かれたときに支払われるのか、調査を行ったときに支払われるのか、それはどうなんでしょうか。

○教育調整課長 書かれておりませんが、一般的にこのような要綱の場合で日額規定しているものはこの委員会の活動が行われた日ということになりますので、会議を持った日でもあれば、調査を行ったときでもあるということになります。

○白井委員長 よろしいでしょうか。

○松尾委員 わかりました。ありがとうございます。

○白井委員長 そのほか、第19号議案、御意見、御質問ありますか。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○白井委員長 では、第19号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○白井委員長 第19号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第20号議案について御意見、御質問をどうぞ。

よろしいでしょうか。

○菊池委員 女子医大の平澤先生がメンバーになっておられますけれども、これは児童・生徒の心理または医療に関する専門性を有するという、これは小児科の精神科といったところが御専門の先生でいらっしゃるのでしょうか。

○教育調整課長 精神科ということではなく小児科の先生でいらっしゃいますが、臨床されておりますので、聞き取りですとか、そういうところのスキルはお持ちの方というふうに理解しております。

○菊池委員 児童心理とか、そういうのは難しい分野なので、そういう御専門の先生を選ばれたのかなと思ったのですけれども。

○教育調整課長 十分子どもたちの心理に配慮して調査等をしていただける方というふうに認識しております。

○白井委員長 そのほか御意見、御質問ございますか。

[発言する者なし]

○白井委員長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第20号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○白井委員長 第20号議案は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、第21号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第21号議案について御説明させていただきます。

「第21号議案 新宿区指定文化財の指定及び新宿区登録文化財の登録について」でございます。

1枚おめくりいただきまして、今回、(1)として新宿区指定文化財の指定が4件になります。そして、2枚おめくりいただいて、(2)として新宿区登録文化財の登録が2件ということで、内容の詳細については文化観光課長から御説明をさせていただきます。

○文化観光課長 それでは、新宿区指定文化財の指定及び登録文化財の登録について御説明をさせていただきます。

今回御審議いただきます案件でございますが、新宿区指定文化財の指定、こちらが4件でございます。順番に御説明をさせていただきます。お手元の資料をごらんください。

まず、第1点目、下村湖人終焉の地でございます。

諮問年月日、平成24年10月6日、答申が平成25年8月24日でございます。

種別は、指定史跡ということでございます。

所在地ですが、百人町二丁目7番16号、所有者、アゼリアコート管理組合。理事長、中村敏行様でいらっしゃいます。ちょうどこの史跡、湖人の終焉の地が現在このアゼリアコートというマンションが建っているところでございます。

それでは、物件の御説明をいたします。

小説家、教育家、社会教育家でありました下村湖人が昭和6年から昭和30年4月20日に亡くなるまでに過ごした場所でございます。この下村湖人でございますが、東京帝国大学で英文学等を専攻いたしまして、卒業後は母校を初め英語教師として御活躍をされ、その後、台湾の高等学校の校長等を歴任されました。

そして、帰国後、同郷の社会教育家田澤義舗の要請により大日本連合青年団、現在の日本青年館でございますが、こちらの嘱託となりまして社会教育活動に従事をいたしまして、現在の小金井市でございます青年団講習所、いわゆる浴恩館と申しますが、こちらのほうにも就任をいたしました。この浴恩館につきましては、小金井市の市の史跡にも指定されているところでございます。

下村湖人は自伝的な長編小説「次郎物語」を刊行いたしまして、その後、単行本化されるベストセラーとなったものでございます。

この指定の理由ですが、この下村湖人がその後半生を過ごした場所として、今申し上げました代表作「次郎物語」、こちらのほうの全5部を執筆した場所として、地域史・教育史・文学史上重要な史跡である、これが指定の理由でございます。

ページを1枚おめくりいただきまして、第2点目でございますが、中井御霊神社文書です。

諮問は昭和62年10月17日、答申が平成25年12月14日ということでございます。諮問から答申まで非常に長い期間がかかっておりますが、こちらのほうは、先にも御説明させていただいたかと思いますが、この昭和60年当時、一度に非常に多数の案件を文化財保護委員会のほうに諮問して、およそ1,000件を一遍に諮問したというふうなことでございまして、一括諮問ということになっておりますが、それを今、徐々に答申という形でお出しをしているということでございます。

種別ですが、指定文化財といたしまして、有形文化財・古文書でございます。

所在地でございます。中井二丁目29番16号、所有者は宗教法人御霊神社でございます。

物件の説明ですが、中井御霊神社の営みに伴って形成され、伝承されてきた197の文書群を一括で指定するものでございます。

区内では多くの古文書が戦災によって焼失をされておりますが、その中であって、神社の所有する古文書としては初めての区の指定というふうなものでございます。

指定の理由です。落合地域における人々の信仰面を中心とした営みを具体的に明らかにすることが可能になります。さらに、近隣にございます中井出世不動尊、こちらのほうで現在も地域の方々から信仰を集めている不動尊がでございます。こちらのほうは区の指定文化財のほうに既に指定をされておりますが、この不動尊の伝来を明らかにするにも得がたい内容がこの古文書の中には含まれております。

このように区内に伝承する神社の記録として件数は多く、地域における信仰のありようを具体的に伝える文書としても大変に良質でございます。

引き続きまして、3番目といたしまして長巖寺文書でございます。

諮問は昭和62年10月17日、答申、平成25年12月14日、2点目の中井御霊神社の文書と同じ日付というふうになります。

種別は、指定で有形文化財・古文書でございます。

所在地は市谷薬王寺町25番地、所有者、宗教法人長巖寺でございます。

長巖寺に伝承する120件の文書群を一括で指定させていただくものでございます。

こちらの内容でございますが、尾張藩三代藩主徳川綱誠の位牌を安置していたことに伴う尾張徳川家からの寄進を記したもの。この長巖寺がございました市ヶ谷南寺町の諸寺院が宗派を越えて結成していた寺院組合、こういったよう色々な寺院が集まって、宗派を越えて当時組合を結成していたということでございます。こちらのほうは、ちなみに、付近の9寺院が宗派を越えて相互扶助した組織というふうにお考えいただければわかりやすいかと思えます。この寺院組合に係るものなどがこの古文書の中には含まれてございます。

指定の理由でございますが、寺の成り立ちを語ることのできる数少ない一つでございます。それのみならず、先ほど御説明させていただきました市ヶ谷南寺町寺院組合の存在及びその実態を解明する糸口ともなり得るものでございます。

続いて、第4点目でございますが、落合秋艸堂跡（會津八一旧居跡）でございます。

諮問が平成25年8月24日、答申が平成25年12月14日です。

種別は指定で、史跡でございます。

所在地ですが、中落合二丁目14番13号、所有者は松井猛様でございます。

当時、この秋艸堂、非常に広い敷地がございましたが、その中でちょうどこの會津八一が過ごしました家屋の建っていた場所を今回史跡として指定するものでございます。

物件の説明ですが、新潟に生まれました會津八一は東京専門学校、現在の早稲田大学でございますが、こちらのほうで学びまして、後に早稲田中学校の英語教員を務める傍ら、奈良美術の研究に励みました。また、書や和歌の分野でも御活躍をされておりました。この間、八一は新潟の豪農でございます市島謙吉の別荘の一部を間借りして居住、この地を落合秋艸堂と名づけたものでございます。

ここの秋艸堂には八一がさまざまな研究活動を行うほか、さまざまな文化人が多数出入りして交流を重ねた場所でもございます。また、八一が後半生の活動の基礎をなした場所として、また、彼を取り巻く芸術家、文化人が交流を重ねた場所として地域史・教育史・文化史上、重要な史跡でございます。

以上、指定文化財の指定4件でございます。

ページを1枚おめくりいただきまして、(2)、新宿区登録文化財の登録について御説明をさせていただきます。

第1点目は圓照寺の梵鐘でございます。2点目も薬王院の梵鐘ということで、今回2点梵鐘でございますが、こちら、いずれも江戸時代の梵鐘でございます。江戸時代の梵鐘につきましては太平洋戦争のときに供出されたものが非常に多く、現存する物が少ない中での今回の登録ということでございます。

まず、圓照寺の梵鐘でございますが、諮問は平成23年12月17日、答申が平成25年3月9日でございます。

種別は登録、有形文化財・工芸品です。

所在地ですが、北新宿三丁目23番2号、宗教法人圓照寺でございます。こちらのほうは、御案内の委員の方もいらっしゃるかと思いますが、写真家であります篠山紀信さんの実家ということでございます。

物件の御説明ですが、寛政2年、1790年の銘を持つものでございます。製作者でございますが、西村和泉守藤原政時という江戸時代、元禄時代から明治にわたって代々活躍した一派でございます。江戸を代表する鋳物師の家系、そういう一派でございます。

当該品でございますが、江戸鋳物師の鋳造技術を知る史料として価値が高いことはもちろんのほか、この梵鐘に書かれております銘文からは寺の歴史や鋳造の由来等を知ることができ、史料価値も非常に高いものでございます。

続きまして、薬王院の梵鐘でございます。諮問が平成23年12月17日、答申が平成25年3月9日でございます。

種別といたしましては、登録の有形文化財・工芸品になります。

所在地でございますが、下落合四丁目8番2号、所有者、宗教法人薬王院でございます。

物件の説明ですが、先ほどの圓照寺の梵鐘と同じ寛政になります。寛政2年の銘を持つもので、製作者でございますが、西村和泉守藤原政平でございます。先ほどの藤原政時と一門、同じ門でございます。

梵鐘に刻まれました銘文からは薬王院の歴史、鐘の鑄造経緯、寄附をした講名・人名がわかります。この写真では少し不鮮明でなかなかその文字の記載までは、申しわけございません、わからないところですが、非常にたくさんの銘文が刻まれているものでございます。

先ほどの圓照寺の梵鐘と同様ではございますが、江戸の鑄物師の鑄造技術を知る史料として価値が高いばかりか、銘文からは寺の歴史、鑄造の由来等を知ることができ、史料価値も非常に高いものでございます。

決定後の取り扱いでございますが、本委員会で御審議、決定をしていただけた後には、新宿区文化財保護条例第5条第2項の規定により告示を行い、あわせて警察・消防等の関係機関に通知をさせていただきます。

また、告示後には、所有者に指定書を交付するとともに、文化財説明板を設置いたします。その後、さまざまな形で区民あるいは見学者に情報発信を重ねてまいり一方、区のホームページ、ガイドマップ等でも積極的に地域の文化として発信をしてみたいと思います。

以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○**教育調整課長** 提案理由でございますが、新宿区文化財保護審議会から答申のあった文化財について、新宿区文化財保護条例第5条に基づき新宿区指定文化財に登録し、及び同条例第7条に基づき新宿区登録文化財に登録するためでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○**白井委員長** 説明が終わりました。第21号議案について御意見、御質問をどうぞ。

○**羽原委員長職務代理者** 参考までに教えていただきたいのですが、中井神社とか長巖寺の古文書ですね。この現代語訳的なもの、つまり限られた古文書解読者はわかるけれども、一般的にその内容が何であるか、何が重要であるか、それをやっぱり現代のことばにしていなくて一般的にわからない。それが公開されるようなことになるのか、どういうふう一般の我々の知識の中に入ってくるのか、そのあたりと、それから、梵鐘にしても、そういう文言、プリントのようなものが歴博あたりで出されるのかどうか、その辺の扱いを教えてください。

○**文化観光課長** まず、古文書のほうでございますが、先ほど御説明させていただきましたと

おり、中井御霊神社の古文書あるいは長巖寺の古文書も非常に大量の文書群でございます。それを一つ一つ現代語訳に翻訳といいますか、訳してお示しするというのはなかなか難しいかと思えます。もちろん、その現物につきましては全て写真撮影をしてございますので、それを歴史博物館等で皆様に見ていただくことは可能かというふうにはございますが、一つ一つ現代語訳をつけるということはなかなか難しいのかなというふうに考えてございます。およそこういうものが書いてありますという形で解説等という形になるのかなというふうには思っております。

それから、梵鐘のほうでございますが、こちらにつきましては、現地に説明板、この梵鐘の付近に説明板がつかますので、こちらの梵鐘に刻まれております銘文につきましては、やはり、これも要点ということになるかと思えますが、その説明板のほうに要点のほうは記載させていただき、そんなような形で皆様に書かれているものの内容をお伝えしてまいりたいというふうに考えてございます。

○羽原委員長職務代理者 僕は読めないですけども、古文書を探して読んでもらったりするのですが、例えば中井神社で197件という、全部が全部大事じゃなくて、単なる証文的なものとかいろいろあるから、これはやはり当時の文化としては重要だと思われるようなものだけでも、少し時間がかかっても解説しつつ、現代文的なもの、あるいは場合によっては要約でもいいんですけども、その重要度の選別、それで一般に理解できるような方策、そこまでいかないと文化財というのは、保護は大事だけれども、生きた文化財というふうにはなりにくいんで、いろいろ予算もあるし、研究者の問題もあるけれども、研究に値するようなものならぜひ深めてほしいと思う。要望でしかありませんが、一度検討していただければと。

○文化観光課長 ただいま委員から御指摘いただきましたとおりでございます。文化財というのは保護・保存も非常に大切なことですが、それと同じぐらいその活用あるいはそれを返して発信していくという、それによって地域にお住まいの皆様が自分の地域のことをより詳しく知って、あるいは、その地域に誇りを持っていただくということも大きな役割を持っているものでございますので、例えば中井の御霊神社のほうにございます197件でしたら、中には委員御指摘のとおり、例えば金銭の貸し借り等のそういうようなもので、余り今から見れば史料的価値がさほど高くないようなものもあるとも思われますので、そういうものを除いて史料的価値の高いようなものにつきましては、要約等ができれば、そちらのほうで検討してまいりたいと思えます。

○羽原委員長職務代理者 了解しました。

別件で伺いたいのですが、事実関係だけでいいのですが、堺屋太一さんの関係ですが、新聞に取り下げたような話があって、その事実関係を、差し支えない範囲でお願いします。

○文化観光課長 愛住館につきましては、昨年の9月でございますが、区に愛住館の一部を美術施設に改修の上、無償でお貸しいただけるということで、それについて区は美術展示施設を設置してほしいという申し出を受けまして、その申し出を区として受ける形でさまざまな準備を進めてまいりました。区議会のほうに報告をさせていただきますと、ちょうど文化芸術振興会議という区長の附属機関のほうにその設置の可否も含めて、あるいはその運営のあり方等、諮問をしていたところでございます。

そのように準備を進めていたところ、去る3月の、その日付は定かではございませんが、3月初めに堺屋氏のほうから提案の撤回というものが文書で区に提出をされました。9月に出した提案についてはさまざまな事情が、一言で申しますと、御自身がお考えである美術館運営がなかなか難しいような状況になってきたということで、撤回したいという申し出がございました。

区も、そもそも今回の件は先方からの御厚意による申し出によりましてさまざまな検討を重ねたこととございます。その前提でございます先方からの申し出が撤回されたということは、それを尊重するのが筋だろうということで、この件につきましては検討を取りやめると、文化芸術振興会議への諮問も取り下げるということに決着をしたところでございます。

○羽原委員長職務代理者 ありがとうございます。

○白井委員長 そのほか御意見、御質問ありますか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○白井委員長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第21号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○白井委員長 第21号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事を終了いたします。

◎ 報告1 新宿区地域文化財の認定について

○白井委員長 次に、事務局から報告を受けます。

報告1について説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○文化観光課長 それでは、新宿区地域文化財の認定について御説明をさせていただきます。

お手元に資料を配付してございます、A3判の地域文化財認定物件一覧をごらんになっていただければと思います。

今までに23件の地域文化財を認定させていただいておりますので、24件目ということで24番、通し番号で記載をさせていただいております。

まず、24番、白糸塚でございます。文化・芸術・歴史の分野でございます。

所在地、新宿二丁目15番18号、成覚寺でございます。所有者は宗教法人成覚寺、時代といたしましては、嘉永5年でございます。

この碑でございますが、嘉永5年、歌舞伎役者でございます二代目坂東志うかが「鈴木主水と内藤新宿橋本屋の遊女白糸との情死」話に取材した芝居、この芝居が大当たりしたお礼といたしましてこの成覚寺に参詣した際に、白糸の供養として自作の句を刻銘した慰霊碑でございます。

成覚寺は当時、内藤新宿の遊女たちが葬られました「投げ込み寺」というふうと呼ばれておりましたが、境内にはそのほかにも「子供合埋碑」あるいは「旭地藏」など、遊女ですとかあるいは心中にかかわる石碑がございまして、こちらのほうも区の指定文化財に指定されているところでございます。内藤新宿のこのように悲しい歴史を物語る石碑として今回地域文化財に認定をいたしました。

続いて、25番、獅子吼会の山門です。歴史の分野でございます。

所在地は中井二丁目14番1号獅子吼会でございます。所有者、宗教法人獅子吼会、年代といたしまして、昭和4年から10年でございます。

この山門ですが、昭和4年から6年、獅子吼会大本堂の建設に伴い建立をされました。この大本堂は残念ながら現在は現存してございません。

この山門、ほかのものとは異なる独特な手法や意匠が各所に見られ、豊かな彫刻的表現を実現をしております。江戸時代以前から続きます伝統的な大工による表現・技術の集大成とも言える作品であると同時に、昭和初期の新しい感覚を取り入れた近代の伝統的様式建築として高く評価できるものとしていたしまして、今回認定をいたしました。

続きまして、26番、田島森碑でございます。

この碑につきましては、赤城神社の由来と「田島の森」と呼ばれた当時の歴史を伝える記念碑でございます。

この赤城神社の由来でございますが、こちらのある場所、現在、元赤城神社というふうに

なっておりますが、そもそもこの元赤城神社でございますが、正安2年、大胡氏、後に牛込氏というふうに改姓されるわけでございますが、この大胡氏がふるさとの赤城の山の麓からこちらの当地の田島森に移住した際に故郷の赤城神社を祭ったものというふうに伝えられております。

寛正元年には太田道灌が牛込台、現在の牛込見附付近というふうに想像されておりますが、こちらのほうにこの神社を移しまして、さらにその後現在の神楽坂でございます赤城神社の場所に移したものでございます。

この石碑にはこのような赤城神社の歴史、それから、牛込氏の歴史などもそういったようなものが記載を、刻まれておりまして、非常に歴史的な価値が高いものでございます。

続きまして、27番、忠魂碑でございます。

この碑は、明治40年に日露戦争の戦死者を慰霊して内藤新宿奨兵会が建立したものでございますが、関東大震災により倒壊したために、昭和3年に再建したものでございます。

地域から出征していく兵士ですとか、あるいは残されました家族の心情等を物語る史料でもございます。昭和戦前期におけます戦争と地域あるいは市民とのかかわりを示す文化資源といたしまして今回認定をさせていただきました。

1枚ページをおめくりください。

28番、祭馬碑でございます。分野は平和の分野でございます。

所在地でございますが、市谷左内町11番地長泰寺でございます。宗教法人長泰寺の所有、年代は大正11年でございます。

この碑でございますが、陸軍士官学校馬術教官部の教官と馬丁らが飼育していた軍馬の供養のために大正11年に建立したもので、土の中には馬のたてがみも埋葬したというふうに伝えられております。

この長泰寺に近い防衛省でございますが、江戸時代は尾張徳川家の上屋敷でございまして、明治以降、陸軍士官学校、陸軍省、参謀本部、大本営陸軍部等の陸軍施設が継続して置かれた場所でございます。ちょうど寺の門前、左内坂と呼ばれる坂が市谷の外堀通りのほうから急坂がございますが、士官学校生徒が馬で急坂を駆け上がる訓練をしたと伝えられてございます。戦前、陸軍施設が集中していた新宿の歴史を示す供養碑でございます。

29番目でございます。渡辺玉花旧居でございます。文化・芸術・都市・産業の分野からでございます。

中落合三丁目18番8号が所在地でございます。所有者でございますが、渡邊宏次様でござ

います。渡辺玉花のお孫さんに当たる方でございます。年代は大正14年ごろというふうに推定をされております。

こちらの建物でございますが、日本画家の渡辺玉花の旧居でございますが、この玉花は川合玉堂の門下で山内多門から日本画、この山内多門でございますが、先に地域文化財に認定をされております北新宿でございます巴講睦の獅子図屏風という屏風絵の作者でもございます。こちらの山内多門から日本画を、吉村忠夫から大和絵を学びまして、源氏物語を題材にした一連の作品を残しております。代表作「源氏物語五十四帖」でございます。

この旧居でございますが、箱根土地株式会社が大正11年から14年にかけて分譲いたしました目白文化村の分譲の際に土地を購入いたしまして建築されたものと考えられております。

画家渡辺玉花のアトリエとして、また、大正期、落合地区のみならず東京郊外の宅地開発の先駆けの一つであった目白文化村の歴史を残す住宅として非常に希少な遺構でございます。現在、目白文化村、当時の建物が残っている数少ないものでございますので今回、地域文化財として認定をさせていただきました。

説明は以上でございます。

○白井委員長 説明が終わりました。

報告1について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

○羽原委員長職務代理者 趣味的に聞いて申しわけないのですが、獅子吼会について、学校訪問のときに中井駅から坂を上がったところにあつて、獅子吼会とは何だろうと、かねてから思っただけで調べなかったのですが、もしわかったらお教えてください。

○文化観光課長 日蓮宗のお寺で、単立で、ほかに余り仲間が少ないといえますか、そういうようなものでございます。私もその程度しか知識がなくて申しわけございません。

○羽原委員長職務代理者 昔、明治期に獅子吼社という小さい出版社がありました。時間をいただきますませんでした。

○白井委員長 ほかに御意見、御質問ありますか。

[発言する者なし]

○白井委員長 では、ほかに御意見、御質問がなければ、報告1の質疑を終了いたします。

次に、「報告2 その他」ですが、事務局から報告事項ありますか。

○教育調整課長 特にございません。

○白井委員長 では、以上で報告事項を終了いたします。

◎ 閉 会

○白井委員長 以上で本日の教育委員会を閉会いたします。

午後 4時33分閉会